



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年9月8日金曜日 第1793号

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	761
指定医師の所在地の変更.....	761
指定医師の辞退の届出.....	761
指定自立支援医療機関の指定.....	762
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	762
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要(2件).....	764
新たな土地改良事業の施行の認可.....	764

解除予定保安林.....	764
基本測量の実施の通知.....	764
道路の供用開始(県道鈍川伊予大井停車場線).....	765
道路の区域変更(県道広見吉田線).....	765
開発行為に関する工事の完了.....	765

任 免 辞 令

中路 孝信.....	765
------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1347号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	向山秀樹	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成18年9月1日
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人聖ルカ会木原病院	木原晃	今治市別宮町三丁目7-8	〃
肢 体 不 自 由	整形外科	宇和島社会保険病院	井上香奈子	宇和島市賀古町二丁目1-37	〃
心臓・じん臓機能障害	内科	医療法人さいじょう会星加医院	星加泰宏	西条市大師町182番地	〃

○愛媛県告示第1348号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
平田義成	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	医療法人ひらた耳鼻咽喉科	新居浜市中村松木1-12-6	平成13年9月1日
桑嶋英樹	住友別子病院	新居浜市王子町3-1	桑嶋クリニック	新居浜市坂井町三丁目6番3号	平成18年9月1日

○愛媛県告示第1349号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	脇山智美	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成17年3月31日

視 覚 障 害	眼 科	"	尾 崎 孝 次	"	平成 18年4月14日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	"	武 内 克 介	"	平成 18年5月30日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	"	山 田 郁 史	"	平成 18年5月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	愛媛県生活協同組合 新居浜協立病院	大 木 早 人	新居浜市若水町一丁目7-45	平成 18年6月12日

○愛媛県告示第1350号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の住所及び氏名又は名称	担当すべき医療の種類	指定年月日
キッズ薬局山根店	新居浜市中筋町二丁目1-3	松山市 株式会社キッズ		平成18年 9月1日
株式会社澤田薬局	上浮穴郡久万高原町久万171-1	上浮穴郡久万高原町 株式会社澤田薬局		"
久万調剤薬局	上浮穴郡久万高原町久万32-2	上浮穴郡久万高原町 株式会社澤田薬局		"
クローバー薬局	大洲市東若宮14番11	大洲市 有限会社喜多調剤		"
すみむら薬局	今治市大西町紺原甲303番3	今治市 有限会社すみむら		"
レデイ薬局近見店	今治市近見町二丁目甲32-1	松山市 株式会社レデイ薬局		"
レデイ新居浜西調剤薬局	新居浜市中萩町4-43	松山市 株式会社レデイ薬局		"
レデイ薬局大洲店	大洲市若宮558-1	松山市 株式会社レデイ薬局		"
レデイいよ米湊調剤薬局	伊予市米湊1372番地1	松山市 株式会社レデイ薬局		"
レデイ伊予三島調剤薬局	四国中央市三島金子二丁目8-48	松山市 株式会社レデイ薬局		"
さくら薬局中央店	新居浜市坂井町三丁目6番2号	新居浜市 有限会社蝶野		"

○愛媛県告示第1351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ道後	松山市道後町一丁目1-12	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成18年 8月25日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	
パルティ・フジ衣山	松山市衣山一丁目16番1外	大規模小売店舗の名称	フジ衣山S C	パルティ・フジ衣山	平成18年 7月24日	

		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日
ヴェスタ松末	松山市松末一丁目4番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社ピージョイ、株式会社フォトクリエイイト、株式会社四国フジパン	株式会社フジ、株式会社ピージョイ、株式会社フォトクリエイイト、九州フジパンストア株式会社	平成18年 8月1日
			有限会社フォトクリエイイト 代表取締役 田中真弓	株式会社フォトクリエイイト 代表取締役 田中美	平成14年 6月11日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日
パルティ・フジ平井	松山市平井町2273-1外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ平井SC	パルティ・フジ平井	平成18年 7月24日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、株式会社キタムラ、株式会社キタムラ	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、株式会社キタムラ、株式会社道後屋ワケスポーツ、有限会社プロフィット	平成14年 4月27日、 平成15年 6月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 東日出男	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居浩治	平成15年 5月15日
		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
明屋書店平田店	松山市平田町81番地1外	駐輪場の位置	店舗棟（明屋書店）東側	店舗棟（明屋書店）南東側	平成18年 9月2日 （軽微変更認定後）	平成18年 8月18日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	4箇所	3箇所	平成18年 6月15日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
直売店（さいさいきて屋）	今治市中寺字山の窪576-1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	店舗への経路上の安全対策について配慮すること。

○愛媛県告示第1354号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ヤマダ電機テックランド四国中央店	四国中央市妻鳥2112番地1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	・国道11号沿い出入口付近における歩行者等の通行の利便の確保に配慮すること。 ・経路に設定している通学路上の安全の確保に配慮すること。

○愛媛県告示第1355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町地区）の施行を平成18年8月18日認可した。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1356号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

八幡浜市真網代乙79の4（国有林）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1357号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 基本測量（2500レベルG I S基盤情報整備作業）

2 作業期間 平成18年9月21日から

平成19年3月20日まで

3 作業地域 東温市

○愛媛県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町高野字山花甲212番10から 同市玉川町高野字三平甲89番4まで	平成18年9月8日

○愛媛県告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	広見吉田線	宇和島市三間町則1680番地先から 同町則68番2地先まで	旧	メートル 55~82	キロメートル 0.051	
			新	80~410	0.051	

○愛媛県告示第1360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年9月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18四土（開）第8号 平成18年8月25日	四国中央市中曾根町字井垣410番、412番1の一部、412番2、412番3、412番4、412番5、412番6の一部、412番7の一部、412番8の一部、412番10、412番11の一部、414番1の一部、414番2、414番3、415番、416番3、432番2、434番1、434番2、434番4、435番1、435番3、435番4、435番5、436番1、436番2、436番3の一部、437番2及び2765番2	西条市大町1653番地2 南国産業株式会社 代表取締役 加藤 康洋

任 免 辞 令

○任免辞令

7月12日

愛媛県事務吏員 中 路 孝 信

死亡